

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和元年度定期監査及び行政監査報告（第2回）

全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

なお、松田 和哲監査委員は、令和2年2月5日で監査委員の任期満了となったので、監査委員2名の監査報告とした。

記

第1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

(1) 企画政策部

秘書課、企画政策課、地域創生課、財政課、広報課

(2) 土木部

土木管理課、道路維持課、道路建設課、治水課

(3) 危機管理室

(4) 契約検査室

(5) 会計室

(6) 上下水道部

経営企画課、給排水課、維持管理課、建設課

(7) 議会事務局

2 書面審査

(1) 総務部

行政管理課、人事課、情報システム課

(2) 資産管理経営室

(3) 監査委員事務局

(4) 教育委員会

教育総務課、学務課、指導課、社会教育課、文化課、教育センター、
中央公民館、和田公民館、弥富公民館、根郷公民館、志津公民館、臼井公民館、
佐倉図書館、志津図書館（分館含む）、佐倉南図書館、市民音楽ホール、美術館

3 実地検査

教育委員会

弥富幼稚園、内郷小学校、弥富小学校、寺崎小学校、山王小学校、臼井南中学校

第2 監査の主眼及び方法

監査を実施するに当たっては、地方自治法第199条第1項の財務に関する事務、同条第2項の一般行政事務の執行が、同法第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の本旨に沿ってなされているかどうかについて、佐倉市監査事務処理規程に準拠し、試査による照合・質問・分析等、通常実施すべき手続きを選択し適用した。

監査項目及び着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 市が独自に交付する補助金等の交付及び精算事務は、適切に行われているか。
- 8 公の施設について、管理運営及び利用実態は検証されているか。

第3 監査の日程

令和元年10月21日から令和2年2月21日まで

第4 監査の範囲

令和元年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

※ 指摘事項 : 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※ 【措置済み】: 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

(1) 契約事務について

ア 随意契約締結の理由選択誤りについて（道路維持課）

随意契約締結の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが1件認められた。

事務処理要領等マニュアルの徹底及びチェック機能を強化の上、適正な契約事務に努められたい。

イ 予定価格書の作成漏れについて（地域創生課、広報課、治水課）

随意契約を行うに当たっては、佐倉市財務規則第143条各号のいずれかに該当する契約を除き、事前に予定価格書を作成すると規定されている。

しかし、「平成31年度ふるさとまちづくり応援寄附推進事業支援業務委託」の1件（地域創生課）、「佐倉市総合トップページ制作委託事業」及び「令和元年度小学校平和映画会上映委託」の2件（広報課）、「上志津原地先排水路伐採業務委託」の1件（治水課）については、予定価格書がないまま随意契約が締結されていた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守した適正な事務処理をされたい。

ウ 予定価格書の封入及び封印漏れについて（道路維持課）

予定価格書の作成については、佐倉市契約事務要綱第10条第3項及び第4項に該当するものを除き、佐倉市財務規則第130条により、封筒に入れて封印し、保管しなければならないと規定されている。

しかし、「令和元年度側溝汚泥処分業務委託」、「令和元年度側溝汚泥収集運搬業務委託」及び「令和元年度地域側溝清掃に伴う側溝汚泥回収業務委託」の3件については、予定価格書が封入されていなかった。

また、「平成31年度JR佐倉駅南口駅前広場外6箇所清掃業務委託」については、予定価格書の封筒に封印がなかった。

予定価格書の封入漏れ等は、第三者への予定価格の漏えい等重大なリスクを抱えていることから、再発防止に厳重に取り組まれたい。

エ 変更契約協議の専決区分誤りについて（道路維持課）

変更契約については、佐倉市財務規則第3条別表第3その1において金額により専決区分が規定されている。

しかし、「平成31年度アスファルト合材（再生密粒度13mm）の購入」、「平成31年度佐倉・根郷地区道路草刈業務委託」、「平成31年度佐倉・根郷・弥富地区街路樹管理業務委託」、「平成31年度臼井・千代田地区街路樹管理業務委託」及び「平成31年度志津地区街路樹管理業務委託」の変更契約協議5件については、副市長専決のところ、部長専決で処理していた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、専決者に誤りのないよう、適正な事務処理をされたい。

オ 同意書の日付誤りについて（広報課）

契約に当たり、佐倉市財務規則第142条第2項の規定により見積書を徴しな

いときは、佐倉市契約事務要綱第28条第3項の規定により、市が決定する予定価格により協議し、同意書を徴するものと規定されている。「平成31年度佐倉市国際化推進事業業務委託」について、同意書は徴していたが、同意書の日付誤りがあった。

今後は、佐倉市財務規則及び佐倉市契約事務要綱を遵守し、チェック機能を強化の上、適正な契約事務に努められたい。

カ 見積書の封書について（維持管理課）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第15条第5項により、見積書の封書には宛名を表記しなければならないと規定されている。

しかし「令和元年度人孔ポンプ集中監視システム設備工事」について、見積書の封書に宛名が表記されていなかった。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、チェック機能を強化の上、適正な契約事務に努められたい。

（2）文書の収受について（道路維持課）

佐倉市文書管理規程第12条では、同条第3号に掲げる印刷物等（刊行物、ポスター等をいう。）を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書収受印を押印すると規定されている。

しかし、補助金の交付申請に係る申請書2件に文書収受印の押印がなかった。

今後は、佐倉市文書管理規程に基づく適正な文書の取扱いに努められたい。

（3）佐倉市街灯補助金について（道路維持課）

ア 佐倉市街灯補助金の額の算出について

街灯の管理費に対する補助金については、佐倉市街灯補助金交付規則第4条別表第2の管理費補助金交付算定基準に規定する方法をもって算出した額としている。

しかし、実際の交付額については、決裁において別に定めた「令和元年度佐倉市街灯補助金算定基準」により算出するものとしていた。また、算定式についても、同基準と異なる方法により算定されていた。その結果、同規則に基づき算出された額より低い額を交付額としていた。

佐倉市街灯補助金に係る事務取扱については、同規則を遵守されるとともに、同補助金に係る事務を速やかに確認の上、必要に応じ同規則の見直しについても検討されたい。

イ 佐倉市街灯補助金の申請書類について

佐倉市街灯補助金交付規則第5条第1項第2号では、管理費補助金について、申請しようとする月の前月分の電気料金の領収証の写し、その他の街灯の数を証明する書類の写し及び街灯所在図を添付の上、申請することとされている。

しかし、電気料金の領収証の写しについて、申請月の前月分ではない領収証の写しが添付されていた申請書1件を収受していた。

補助金の交付に当たっては、申請書類の審査に慎重を期されたい。

(4) 道路占用料、法定外公共物占用料徴収計画の遵守について（土木管理課）

道路占用料及び法定外公共物占用料については、道路占用料・法定外公共物占用料徴収計画が定められている。

同計画によると、納付書は5月中に発送することになっているが、実際は、納付書の発送時期が遅れており、同計画が遵守されていなかった。令和元年10月末時点で、道路占用料及び法定外公共物占用料ともに、収入未済が発生しており、納付書の発送時期の遅れが一因となっている可能性は排除できない。

今後は、同計画を遵守し、占用料徴収事務を適正に行われたい。

(5) 水道料金の滞納整理事務について（給排水課）

水道料金の滞納整理事務について、佐倉市水道事業給水停止手続要領が定められている。しかし、同要領では給水停止手続に至るまで及びその解除の事務処理について定められているのみであり、給水停止に至ってもなお納入のない滞納料金の徴収をどのように実施するのかについての定めがない。

令和2年4月には改正民法が施行され、水道料金の消滅時効期間について、現状は2年間とされていたものが、5年間と延長されることになる。消滅時効期間が延長されることを踏まえ、その間の債権管理方法について、滞納整理事務の取り組みや処理基準を定めることは喫緊の課題である。

速やかに手続要領の見直しを図られたい。

(6) 理科実験用薬品の管理について（内郷小学校、寺崎小学校、山王小学校、臼井南中学校）

理科実験用薬品の管理について、管理台帳と現物の突合を実施したところ、薬品の管理状況はおおむね良好であった。

しかし、次のとおり一部管理台帳の不備が認められた。

学校名	不備の内容	件数	備 考
内郷小学校	台帳記載漏れ	1	① 沸騰石 6-① H31.4.1 の摘要欄選択漏れ
寺崎小学校	台帳作成なし	2	① オルトけい酸ナトリウム n 水和物粉末 26 ② 水酸化カルシウム 10（※石灰水として管理していた。）
山王小学校	台帳記載漏れ	4	① 塩酸 5-② R1.11.6 の使用学年・単元等記載漏れ ② 塩酸 5-② R1.11.21 の使用学年・単元等記載漏れ ③ 水酸化ナトリウム 8-① R1.11.6 の使用学年・単元等記載漏れ ④ ホウ酸 14-① R1.8.30 の使用学年・単元等記載漏れ
臼井南中学校	台帳記載漏れ	1	① 塩化ナトリウム 11-⑥・2 R1.6.24 の使用量記載漏れ

今後は、適切かつ正確に管理台帳を整備されたい。【措置済み】

2 意見

※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

（１）市独自補助金における補助金交付要綱等の補助対象経費について（広報課、道路維持課、危機管理室、文化課）

補助金を交付するに際しては、補助対象経費の範囲を曖昧にせず明確にすることが求められる。

各補助金交付要綱等に規定する補助対象経費について、対象経費を列举した最後に「等」と表記したり、経費の範囲を「雑費等」と表記したり、「に要する経費」、「に関する事業」、「その他行事实施に必要と認められるもの」と包括的に表記したりするなど、補助対象経費に含みを持たせ、同要綱等の規定だけでは、補助の対象となる範囲がはっきりと分からないものが見受けられた。

補助対象経費については、できる限り明確にするよう努められたい。

（２）佐倉市交通安全関係団体事業補助金交付要綱に規定する「補助事業者」について（道路維持課）

佐倉市交通安全関係団体事業補助金交付要綱第7条に規定されている「補助事業者」の定義については、佐倉市補助金等の交付に関する規則第2条第3号に規定する「補助事業者等」をいうとしており、用語が一致していない。

同要綱に基づく補助金交付手続において、今後、疑義が生じることのないよう、用語の整合性の確保に努められたい。

（３）国立歴史民俗博物館友の会会費の支出の在り方について（秘書課、議会事務局）

国立歴史民俗博物館友の会について、佐倉市は2口の維持会員となっているが、うち1口は秘書課が所管し、もう1口は議会事務局が所管している。

秘書課所管分の10万円と議会事務局所管分の10万円の2口合計で年会費20万円を支出している。佐倉市として、年会費を20万円支出する妥当性及び年会費を2つの所管で、それぞれ別に支出する必要性について、検討されたい。

（４）当座預金について（会計室）

市の保有する現預金のうち、500万円が当座預金として預けられている。

現状、当座預金口座を利用した小切手の振り出しはほとんどなく、仮に、必要となれば、その都度普通預金口座から資金移動をすることで対応可能である。そのため、当座預金にある500万円は活用されないまま、放置されているものと言わざるを得ない。

市の保有する現預金の有効活用の在り方について検討されたい。

(5) 千葉県道路占用工事企業者連絡協議会へ交付する負担金について（給排水課）

千葉県道路占用工事企業者連絡協議会に負担金を交付しているが、毎年多額の繰越金を計上している。同会の目的及び事業内容に見合った会費設定の在り方について、同会に対し提言されたい。

(6) 貸切バス運行事業の在り方について（道路維持課）

貸切バス運行事業は、市役所内の各部課においてバスを利用するに際し、そのバスを年単位で一括して借り上げ、利用する事業であり、平成30年度で年間89台の利用実績がある。

貸切バス運行事業は、各部課が利用するバスを一括して借り上げることで、事務の効率化と経費の削減に資する側面がある。一方、社会福祉課が所管し、指定管理者に管理をさせている南部地域福祉センターの施設運營業務の中にも、市内の各団体にバスを利用させる大型バス運營業務があり、かかる事業の在り方については、本年度財政援助団体等監査において意見を述べたところである。

佐倉市におけるバスの借上げ事業の在り方について、部課の垣根を越えた視点での検討をされたい。

(7) 市民防災啓発センターの後利用について（企画政策課）

ミレニアムセンター佐倉内の市民防災啓発センターの後利用については、立地条件の良さを踏まえ、有効活用していく必要がある。

同センターは、平成29年度に廃止が決定されており、令和2年度中には、後利用の基本方針が決定される予定である。

同センターの後利用については、ミレニアムセンター佐倉内における他の施設や令和2年度から工事着工予定の（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設等、周辺公共施設との調整も図り、有効活用に努められたい。

(8) 大規模水害への対応について（治水課）

令和元年10月25日の豪雨によって、佐倉市内に洪水被害が発生した。

佐倉市は、印旛沼を抱えており、印旛沼流域の広い地域から雨水が集中するという土地柄にある。今後、地球温暖化を背景に、ゲリラ豪雨が頻発することも懸念されている。このような状況を踏まえ、佐倉市内の洪水対策については、上流域市町並びに印旛沼及び印旛沼に流入する一級河川を所管する千葉県等関係機関とも連携し、協働しながら進めていく必要がある。

市民の生命財産を守るため、適切な治水対策を急がれたい。

(9) 防災・災害情報の広報について（危機管理室）

防災・災害情報の広報は、市民の安全・安心の確保にとって、重要である。先の台風15号、19号及び10月25日の豪雨被害の状況や被災者支援制度の各種案内については、11月1日号の「こうほう佐倉」などで広報されたが、災害時における市の動きや被災により浮き彫りとなった課題・対応などについては、広報されていない。

災害時における市の動きや課題・対応などの広報については、市民の安全・安

心や信頼される市政運営に寄与することから、関係部署とも連携し、検討されたい。

(10) 臨時災害FM放送事業について（広報課）

臨時災害FM放送事業については、大災害時に長期間にわたりライフラインが止まった際に、臨時災害FM放送局を開設し、必要な情報を発信する事業である。

同事業は、平成24年10月から開始されているが、現在のところ運用実績はない。

実際に同局が開設された際、直ちに適正な事業運営が、確実に実施されるよう、国、市の関係部署及び関係組織とも連携し、開設までの作業手順の確認や放送訓練の実施など、必要な体制整備に努められたい。